

規制改革会議 規制改革に関する第3次答申（平成27年6月16日）抜粋

各分野における規制改革

5. 地域活性化分野

（1）規制改革の目的と検討の視点

その他地域活性化に資する規制改革

・・・これらの規制改革事項は、関係する府省が複数にまたがるもの、主に自治体が所管する規制の改革など地方自治体の積極的な関与が欠かせないもの、地域の同意取得など地域住民等の積極的な関与が必要なものがある。例えば、地方自治体の条例等により上乗せされている規制について、地域の実情等に照らして必ずしもその理由が明確でないものもある、との声も聞かれる。これら地域活性化に資する規制改革を効果的・効率的に進めるため、まち・ひと・しごと創生本部とも連携し、関係府省や地方自治体、地域住民等の取り組みを促すとともに、地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略など、地方自治体や地域住民等による地域活性化の取り組みにおいて本規制改革事項を活用することを促すべく、継続的な活動を行うこととする。

また、規制改革は地道で継続を必要とする取組であるため、地域の実情をよく知る地域において、課題を発掘し、継続して取り組む体制を整えることが不可欠である。そこで、地域のニーズに即応した規制改革を進めるため、地方自治体に、地方版規制改革会議を設置することを提案している。その設置は各地方自治体の判断によることは当然であるが、前向きな取り組みが望まれるところである。地方版規制改革会議が設置された場合、国の規制改革会議としては、これまで培ってきた知見を活用できるよう、継続的に必要な支援を行っていくこととする。